



いつまでも住み続けたい村

広報

# しらかわ

2024

9月号

No.638

## 二十歳を祝う会

8月14日、二十歳を祝う会が旧遠山家住宅及び南部地区文化会館で行われました。出席者の皆さんは同級生や恩師と談笑し、一緒に写真撮影をするなどして楽しまれました。詳しくは4.5ページをご覧ください。



## CONTENTS

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| 白川村役場の新庁舎を建設します ..... | P2～3   |
| 二十歳を祝う会 .....         | P4～5   |
| 総合戦略アンケート結果報告 .....   | P10～11 |

# 白川村役場の 新庁舎を建設します

現庁舎は、昭和41年に建設した鉄筋コンクリート造3階の建物で、令和6年で58年が経過しており、雨漏りや建物のクラックなど老朽化により、これまで必要に応じて改修や修繕を実施してきましたが以下の課題があります。

## 1 土砂災害警戒区域指定

現庁舎は土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されているため、土砂災害が発生する危険があります。特に、現庁舎は横道谷と宮谷の合流部の下流に当たるため、谷が氾濫（はんらん）した場合に大きな被害を受ける恐れが高いと言われています。

## 2 庁舎の狭さ

現庁舎は執務室が狭く共有スペースも不足しているため、効率的な執務に支障をきたしています。必要に応じて執務室のレイアウトの変更などを行ってきましたが、今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するには、構造上の問題などにより、きめ細やかな住民サービスが十分に提供できない可能性があります。

## 3 利便性の高い空間への対応

現庁舎は、バリアフリーをはじめとして、誰もが利用しやすい空間としては十分ではありません。また、来庁者の待合スペース不足や案内表示、エレベーターなどの高低差を解消する移動手段の未整備などの課題が多く見受けられ、今よりもゆとりのある空間の確保やユニバーサルデザインへの対応が望まれています。

## 4 庁舎の耐震性

現庁舎は、平成23・24年に耐震化工事を実施しましたが、巨大地震が発生した際は倒壊（とうかい）から逃れる程度であるため、庁舎にて災害対策本部としての情報収集や情報発信の中核機能が果たせない可能性があります。また、現庁舎の基幹系及び情報系システムサーバーや移動系・通報系防災無線システムが1Fに集中しており、機器の増加により密集し手狭となっています。

## 新庁舎の構想

新庁舎は、いつまでも豊かに住み続けられる村づくりの拠点施設であり、安心・安全な暮らしを支える防災拠点を担う役割と村民が集い交流できる場など多様化する住民ニーズに応える施設を目指します。

### 6つの基本方針

- ① 村民や職員が利用しやすく利便性の高い庁舎
- ② 村民の安全・安心を支える強靱な庁舎
- ③ 村民や環境にやさしく、村の景観と調和する庁舎
- ④ 村民に親しまれ賑わいや交流のある庁舎
- ⑤ 経済的で合理性の高い庁舎
- ⑥ 情報管理に対応した庁舎



## これまでの検討状況

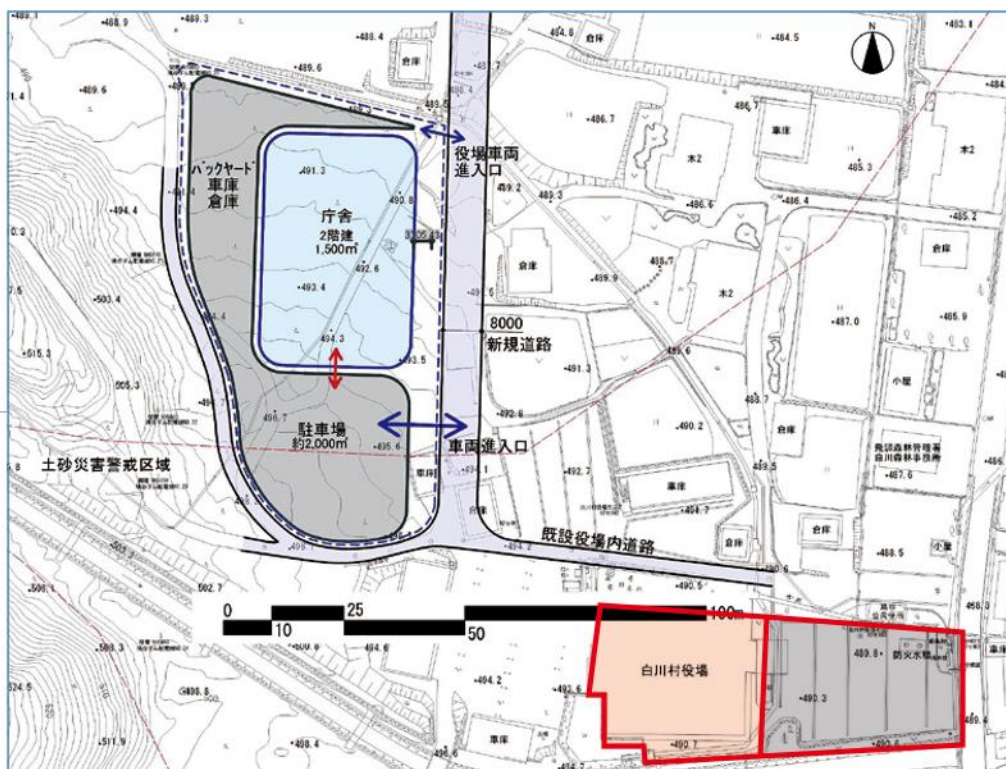
新庁舎建設計画に際し、白川村議会では、全議員で構成する「新庁舎建設特別委員会」を設置し、また、新庁舎検討委員会(村区長会、商工会、観光協会、消防団、村議会などからの代表者)を組織し協議した結果、候補地については下記のとおり決定し、庁舎の規模などは引き続き検討していきます。

## 建設予定地

上記の検討状況を踏まえ、新庁舎の建設予定地を現庁舎の北西部(裏手山側)の杉林の比較的緩やかな斜面を候補地としました。

現庁舎と比べ土砂災害が起きる可能性が低く安全性が高い場所です。現庁舎や周辺敷地を駐車場等に利用できるように新たに確保する用地を最小限にできます。一方で建物が少し奥まるため、北側からの進入道路の新設や旧国道からの道路拡幅など利便性の向上を検討します。

新庁舎予定地





8月14日(水)南部地区文化会館において、令和6年度二十歳を祝う会を開催しました。雲居の空の下、記念撮影会場の旧遠山家住宅前には、夏らしい爽やかな装いの真成人(真の成人者)が顔を合わせ、久しぶりの友との再会に溢れんばかりの笑顔が咲き誇り、話が尽きない様子でした。





会場内には、家族や村民、恩師のみなさんからいただいた「祝二十歳」のお祝いフォトが壁一面に掲示され、あたたかい雰囲気に包まれて式典が進められました。正面のスクリーンには、懐かしい写真や恩師からのメッセージが映し出され、『懐かしい!』『わぁ!大きくなった』と真成人の皆さんから終始笑顔が絶えない様子でした。

成原村長からは、先日行われたオリンピックからオリンピズムを例に挙げ「多様性の尊重について、人間とAIが共存している未来に向かう皆さんには人であるからこそ感じられる「心」を大切に、自分の思いを持ち、自分を知り、相手の思いに気づき、相手を知ること、そしてそれらを受け入れることが多様性への近道なのかもしれない。そのためには様々な人と関わり、多くの経験を積み、その中で喜びや悲しみ、嬉しさ等を感じることが大切です。」と激励の言葉が送られました。



真成人のみなさんには、お一人ずつ事前に実施したアンケートと企画の「全国統一成人テスト」を元に自己紹介を兼ねたインタビューを行いました。二十歳になって気づいた感謝の想いや、大人としての責任、白川村について思うことなどといった話に加え、今までを振り返りながら自分の思いをお話いただきました。また、学園9年生の時の恩師鈴木大介先生からは、真成人のみなさんが商品開発を行った「合掌いなり」の開発エピソードなど懐かしいお話を聞かせていただき、応援の言葉をいただきました。

真成人代表者の天野雄大さんは、「社会全体が大きな不安を抱えている中で、自分の行動や情報の取捨選択に責任をより一層持たなければならない時代となりました。これから私たちが生きていく中で、さらに予想外の出来事や、大変困難なことに遭遇することでしょう。そんな時には、白川村での助け合い「結」の精神、そして合掌造りをはじめとした伝統を守ってきた村民の誇りを思い出し、自分を信じて行動する、そんな大人になれるよう精進してまいります」と心強い言葉を述べられました。



閉会後は地元のおいしいものを味わうフリータイムを設け、和やかな雰囲気に包まれました。

式典の実施に際し、家族や村民のみなさんにはお祝いフォト企画の実施にご協力いただき、誠にありがとうございました。また、準備期間の短い中でしたが、アイデアを出し合い、力を合わせてあたたかな雰囲気の式典を作り上げた実行委員会の皆さんありがとうございました。

実行委員長：下方大誠

実行委員：福田麻衣子、野道菜由、前田法明、石田聖也、熊谷八重、奥野真夕、大満琴、大野日美梨、松田仁志

④職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

■標準的な勤務時間（不規則勤務となる施設を除く）

| 開始時刻    | 終了時刻    | 1日の勤務時間 | 1週間の勤務時間 |
|---------|---------|---------|----------|
| 午前8時30分 | 午後5時15分 | 7時間45分  | 38時間45分  |

■休暇制度

| 区 分    | 内 容                                                           | 付与日数               |
|--------|---------------------------------------------------------------|--------------------|
| 年次有給休暇 | 年の途中に採用された者は採用月に応じて付与<br>令和5年平均取得日数11.8日<br>翌年に20日を限度として繰越可   | 1年につき<br>20日       |
| 特別休暇   | ボランティア休暇                                                      | 1年につき5日以内          |
|        | 結婚休暇                                                          | 連続する5日以内           |
|        | 1歳未満の子の保育時間                                                   | 1日2回各30分以内         |
|        | 産前産後休暇                                                        | 産前6週間、<br>産後8週間    |
|        | 妻の出産                                                          | 2日以内               |
|        | 未就学の子の看護のための休暇                                                | 1年につき5日以内          |
|        | 忌引き                                                           | 続柄、生計関係<br>により7日以内 |
|        | 父母配偶者の法要                                                      | 1日                 |
|        | 夏季休暇                                                          | 7～9月の期間<br>に3日以内   |
| 組合休暇   | 災害による住居復旧                                                     | 7日以内               |
|        | 災害による出勤困難、通勤途上危険回避                                            | 必要と認められる期間         |
| 組合休暇   | 職員団体事務従事                                                      | 30日（無給）            |
| 介護休暇   | 職員が同居する配偶者、父母、子、配偶者の<br>父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を2週間以上<br>にわたり介護する場合取得可 | 6ヶ月以内<br>（無給）      |
| 育児休業   | 3歳に満たない自分の子を養育するため、<br>その子が3歳に達するまで休業可                        | 子が3歳に達する<br>まで（無給） |

⑤職員の分限及び懲戒処分の状況

■分限処分

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、一定の事由によって職員がその職務を十分果たすことができない場合のみ、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、公務能力の維持向上を図るための制度です。  
分限処分には、免職、休職、降任及び降級の4種類があります。

| 区 分                          | 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|----|
| 勤務成績がよくない場合                  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 心身の故障の場合                     | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 職務に必要な確性を欠く場合                | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 刑事事件に関し起訴された場合               | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |
| 合 計                          | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |

■懲戒処分

（令和5年度）

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する責任を問うことにより、公務員の規律を維持することを目的として任命権者が職員に制裁として科する処分を言います。懲戒処分には免職、戒告、減給、停職の4種類があります。

| 区 分                      | 免職 | 戒告 | 減給 | 停職 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合                | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |
| 合 計                      | 0  | 1  | 0  | 0  | 1  |

⑥職員の研修及び勤務成績の評定の状況

■職員研修の状況

（令和5年度）

| 研修種別 | 参加者数 | 研修内容                                                                     |
|------|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 基礎研修 | 7人   | 新規採用職員、3～5年目職員、係長級職員、課長補佐級職員、新規採用職員フォローアップ研修                             |
| 専門研修 | 14人  | 条例の見方・作り方基礎講座、公文書作成講座、事務ミス防止、メンタルヘルス・ハラスメント防止講座、地方自治制度・地方公務員制度講座、人事評価者講座 |
| 合 計  | 21人  |                                                                          |

■勤務成績の評定者

○勤務評定対象職員 全職員（育児休業者及び休職者を除く）

| 区 分        | 第一評定者 | 最終評定者 |
|------------|-------|-------|
| 課長補佐級以下の職員 | 課 長   | 村 長   |
| 課長等        | 副 村 長 | 村 長   |

■勤務成績の評定の状況

| 区 分  | 内 容                  |
|------|----------------------|
| 勤務状況 | 勤務状況、休暇の状況、健康状態、勤務態度 |
| 勤務実績 | 規律性、責任制、協調性、積極性      |

⑦職員の福利厚生状況

■健康管理に関する状況

岐阜県市町村共済組合が実施する年代別健康診断及び前立腺がん（40歳以上）、乳がん・子宮がん（30歳以上）を実施し、健康管理に努めました。

| 区 分     | 対象者 | 受診者 |
|---------|-----|-----|
| 年代別健康診断 | 63人 | 59人 |

■共済制度

岐阜県市町村職員共済組合に加入し、職員の生活の安定と福祉の向上を図っています。また、白川村職員互助会を組織し、福利厚生 の増進を図っています。

■公務災害保障制度

令和5年度公務災害認定件数

| 区 分  | 認定件数 |
|------|------|
| 一般職員 | 0件   |
| 合 計  | 0件   |

■公平委員会に係る業務の状況

（令和5年度）

| 区 分           | 認定件数 |
|---------------|------|
| 勤務条件に関する措置件数  | 0件   |
| 不利益処分に関する不服申立 | 0件   |
| 合 計           | 0件   |

【問合せ先】総務課 ☎6-1311

# 白川村の人事行政のあらまし

「白川村人事行政の運営等の状況の公開に関する条例」に基づき、職員の給与や勤務条件など人事行政の運営状況を次のように公表します。

## ①職員数の状況

### ■部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

| 区 分<br>部 門       | 職 員 数   |      |     | おもな<br>増減理由 |
|------------------|---------|------|-----|-------------|
|                  | 令和5年    | 令和6年 | 増減数 |             |
| 一<br>般<br>会<br>計 | 議 会     | 1人   | 1人  | 0人          |
|                  | 総 務     | 22人  | 20人 | -2人         |
|                  | 税 務     | 2人   | 2人  | 0人          |
|                  | 民 生     | 10人  | 7人  | -3人         |
|                  | 衛 生     | 2人   | 2人  | 0人          |
|                  | 農 林 水 産 | 3人   | 5人  | 2人          |
|                  | 労 働     | 1人   | 1人  | 0人          |
|                  | 商 工     | 3人   | 5人  | 2人          |
|                  | 土 木     | 2人   | 3人  | 1人          |
|                  | 教 育     | 7人   | 7人  | 0人          |
| 企<br>業<br>会<br>計 | 小 計     | 53人  | 53人 | 0人          |
|                  | 水 道     | 1人   | 1人  | 0人          |
|                  | 下 水 道   | 1人   | 1人  | 0人          |
|                  | 病 院     | 5人   | 5人  | 0人          |
|                  | 介 護     | 1人   | 1人  | 0人          |
|                  | 小 計     | 8人   | 8人  | 0人          |
| 合 計              |         | 61人  | 61人 | 0人          |

### ■採用者数及び退職者数

| 区 分   | R5.4.1～R6.3.31 |
|-------|----------------|
| 採 用 者 | 3 人            |
| 退 職 者 | 5 人            |

## ②定員適正化計画と年次計画の概要

| 計 画 期 間  |           | 数値目標 |
|----------|-----------|------|
| 始 期      | 終 期       | 6人増員 |
| 令和2年4月1日 | 令和7年3月31日 |      |

### ■定員適正化計画の概要 (各年4月1日)

| 区 分         | 平成31年<br>計画前年 | 令和2年<br>1年目 | 令和3年<br>2年目 | 令和4年<br>3年目 | 令和5年<br>4年目 | 令和6年<br>5年目 | (参考)<br>目標値 |
|-------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 部 門         |               |             |             |             |             |             |             |
| 全<br>部<br>門 | 増 員           | 7           | 2           | 3           | 1           | 0           | 6           |
|             | 減 員           | 4           | 1           | 1           | 1           | 0           |             |
|             | 差 引           | 3           | 1           | 2           | 0           | 0           |             |
|             | 職員数           | 60          | 63          | 64          | 66          | 66          |             |

## ③職員の給与の状況 (令和5年度一般会計決算)

| 住民基本<br>台帳人口<br>(令和6年3月31日) | 歳 出 額        | 人 件 費      | 令和5年度の<br>人件費率 | (参考)<br>令和4年度の<br>人件費率 |
|-----------------------------|--------------|------------|----------------|------------------------|
| 1,475 人                     | 4,384,824 千円 | 418,601 千円 | 9.54 %         | 10.4 %                 |

(注)人件費には一般職員の給料・諸手当・退職手当組合負担金などのほか、特別職、議員等の給料・報酬を含んでいます。

### ■職員の平均給料月額と平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

| 区 分         | 平均給料月額   | 平均年齢 |
|-------------|----------|------|
| 一般行政職 (40人) | 306,200円 | 42歳  |

(注)一般行政職には税務職、医師、看護師、保健師等が含まれません。

### ■職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

| 区 分   |       | 白 川 村    | 国        |
|-------|-------|----------|----------|
|       |       | 初 任 給    | 初 任 給    |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 196,200円 | 196,200円 |
|       | 高 校 卒 | 166,600円 | 166,600円 |

### ■職員の経験年数、学歴別平均給料月額 (令和6年4月1日現在)

| 区 分   |       | 経験年数<br>15年以上20年未満 | 経験年数<br>20年以上25年未満 | 経験年数<br>25年以上30年未満 |
|-------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
|       |       |                    |                    |                    |
| 一般行政職 | 大 学 卒 | —                  | 366,300円           | 373,500円           |
|       | 高 校 卒 | —                  | 295,100円           | 348,400円           |

### ■一般行政職員の級別の構成 (令和6年4月1日現在)

| 区 分   | 7級   | 6級    | 5級    | 4級    | 3級    | 2級    | 1級    | 合計     |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| おもな職名 | 課 長  | 課 長   | 主幹等   | 課長補佐  | 主 査   | 主 任   | 主 事   |        |
| 職 員 数 | 0    | 5     | 4     | 8     | 10    | 7     | 6     | 40     |
| 構 成 比 | 0.0% | 12.5% | 10.0% | 20.0% | 25.0% | 17.5% | 15.0% | 100.0% |

### ■職員の手当の状況 (令和6年4月1日現在)

| 区 分                        | 内 容                                                                                                                                                           | 国の制度<br>との差異 |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 期末手当<br>勤 勉 手 当<br>〔 〕は管理職 | (期 末) 6月期 1.225月分(1.025月分)<br>(勤 勉) 1.025月分(1.225月分)<br>12月期 1.225月分(1.025月分) 1.025月分(1.225月分)<br>計 2.450月分(2.050月分) 2.050月分(2.450月分)<br>職制上の段階、職務の級による加算措置 有 | 同じ           |
| 退職手当                       | (自己都合) 勤続25年 28.039500月分<br>(定 年) 33.270750月分<br>最高限度額 47.709000月分 47.709000月分<br>その他の加減措置 定年前早期退職特例措置(割増率2～45%加算)                                            | 同じ           |
| 扶養手当                       | ◆配偶者 月額 6,500円<br>◆子 月額 10,000円<br>◆16歳から22歳の子 月額 5,000円加算<br>◆父母等 月額 6,500円                                                                                  | 同じ           |
| 住居手当                       | ◆借家、借間にかかる手当<br>月額16,000円を超える家賃を負担している職員<br>に対し、家賃額に応じて 月額最高28,000円まで                                                                                         | 同じ           |
| 通勤手当                       | 自動車などの利用者<br>2km以上(片道)の利用者に対して距離に応じ<br>月額2,000円から月額31,600円まで                                                                                                  | 同じ           |
| 管理職手当                      | 課長級 月額 25,000円～32,000円                                                                                                                                        | 異なる          |
| 宿日直手当                      | 1回 4,400円                                                                                                                                                     | 同じ           |
| 寒冷地手当                      | 冬季5ヶ月間 世帯形態により月額7,360円～17,800円                                                                                                                                | 同じ           |

### ■特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

| 区 分   | 給料月額     | 期末手当  | 区 分   | 給料月額     | 期末手当  |
|-------|----------|-------|-------|----------|-------|
| 村 長   | 700,000円 | 4.45月 | 議 長   | 260,000円 | 4.45月 |
| 副 村 長 | 560,000円 |       | 副 議 長 | 200,000円 |       |
| 教 育 長 | 500,000円 |       | 議 員   | 180,000円 |       |

連載

## 観光地域づくり Vol.2

## 第2回 白川村らしさを脅かす課題とは？

このコラムでは、白川村の観光地域づくりについて、村全体の取り組みだけではなく、村内事業者の皆様の経営の参考になるような話題についても幅広く紹介していきます。前回の8月号から来年4月号までの全9回の連載を予定しており、白川村と地域活性化に関する包括連携協定を締結したカンダまちおこし株式会社の田代さんに執筆頂きます。

カンダまちおこし株式会社(十六フィナンシャルグループ まちづくり会社)

代表取締役 田代 達生

こんにちは!私は田代達生と申します。2017年より白川村に深く関わらせていただいています。これまでに現行の「第二次総合戦略」の執筆や、高山米穀の協力を得た「白川郷コシヒカリ」のリリース、残念ながら現在休売中となっておりますが「ゆいのわ」の開発などをお手伝いしてきました。村の経済に精通した立場から、広報しらかわの紙面をお借りし、「**村の経済をもっと良くするには?**」「**観光まちづくりの未来に向けて白川村はどんな方向性を目指すべきか?**」といったことについて、みなさんと共に考えてまいります。



## 村の観光と人口の現状

今回は、円安による物価高に対し、地域としてどのように対策すべきか考えました。白川村は観光地として人気を集めており、多くの方々に訪れていただいております。この状況は、地域経済に大きな恩恵をもたらす一方で、新たな課題も生み出しています。「オーバーツーリズム」というキーワードを補助線として、村が直面している現状と課題、その構造についてみていきます。

まず、私たちの白川村の現状について、最新のデータを交えてお伝えします。

## 戻りつつある観光客数

2023年、白川村の観光入込客数は172万人でした。これは、コロナ前のピークだった2019年の215万人と比べると約80%の回復です。しかし、最近の状況を見ると、観光客の戻りは予想以上に早いようです。今年のゴールデンウィークや先日のお盆の時期は、コロナ前と同水準、あるいはそれ以上の混雑を経験したのでしょうか。その要因の一つは前回お伝えしたように円安の影響です。海外からみて日本は割安になっており、観光客が来やすくなっているためです。まさに「アフターコロナ」といえる状況です。

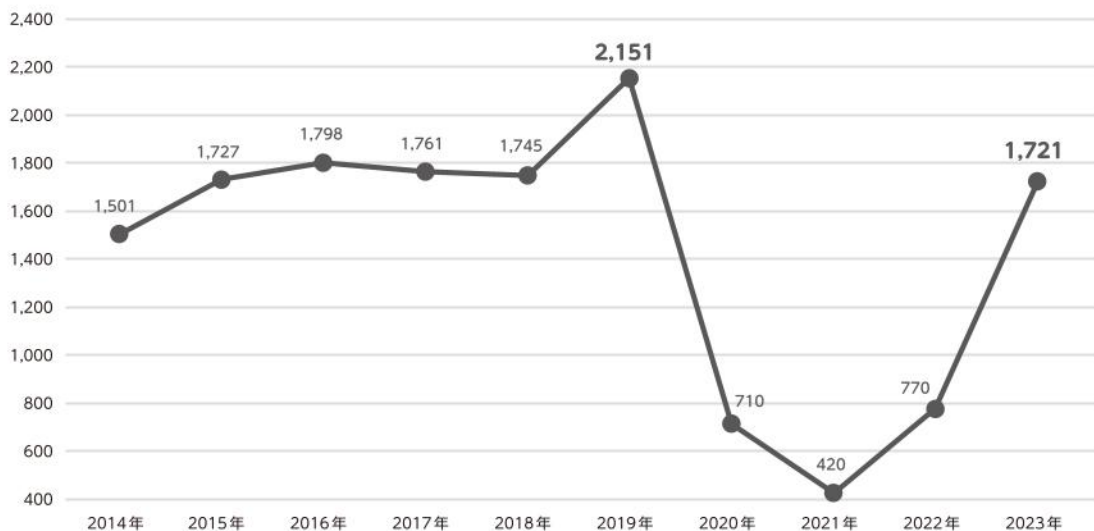


図1 白川村の入込み客数の推移(過去10年間) 出所:白川村観光統計 単位:千人

## 担い手不足の深刻化

一方、村には新たな課題が生まれています。それは「担い手不足」です。2019年と比べ、観光客を受け入れる村の働き手の数は確実に減少しています。白川村の人口は、2023年10月時点にて、住民基本台帳ベースでついに1,500人を割り込み、1,400人台となりました。過去10年のトレンドを見ると、年間約23人ずつ減少しています。

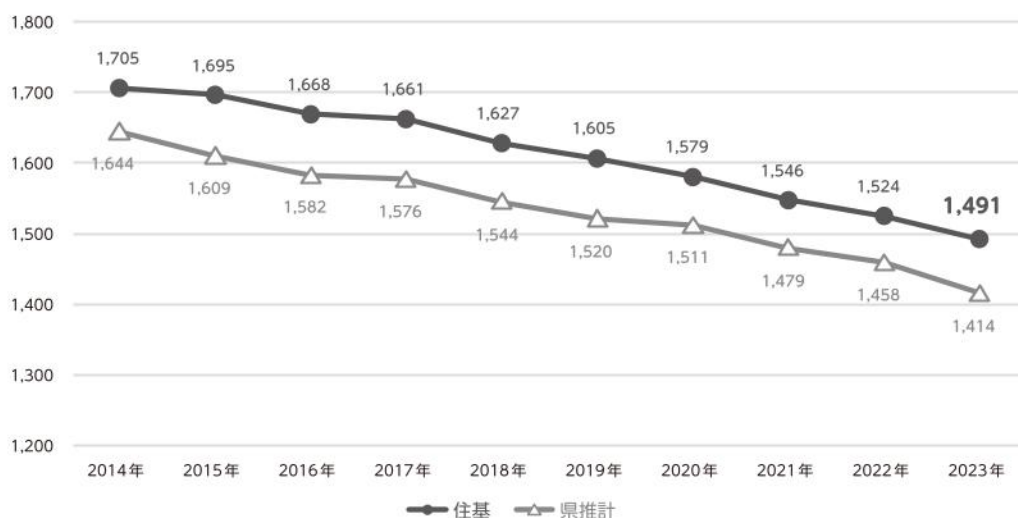


図2 白川村の人口推移(各年10月1日現在)単位:人 出所:岐阜県人口動態統計調査、白川村村民課

すなわち、混雑を受け止め、制御するために必要となる村側のマンパワーは以前より確実に少なくなっているわけです。多くの観光客が来村しても、それを適切に受け入れ、管理ができなくなっている状況、これを近年は「オーバーツーリズム」と呼ぶようになりました。

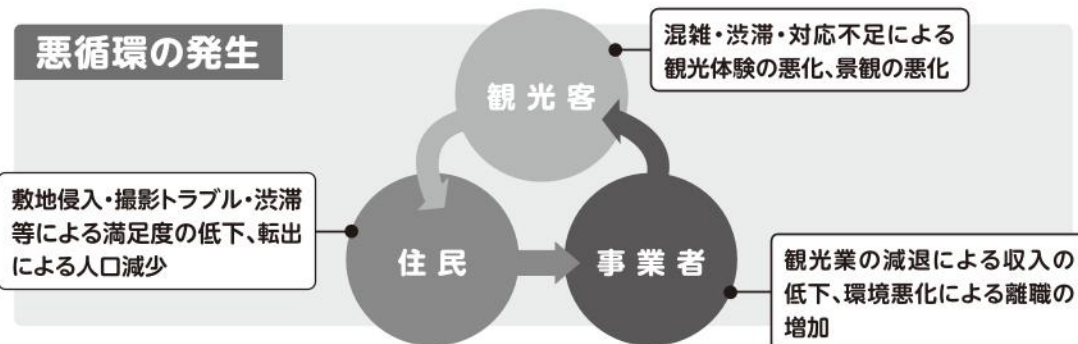
## 白川村らしさとは何か？

ここで立ち止まって考えてみましょう。白川村の「らしさ」とは一体何でしょうか？それは、先人たちから受け継いできた伝統的な生活様式、文化、四季折々の美しい自然景観、そして何よりも、住民同士のつながりです。静かな山村の雰囲気、澄んだ空気、清らかな水、そして住民同士が顔見知りで助け合う地域コミュニティ。これらが私たちの村の本質的な魅力であり、守るべき「村らしさ」です。しかし昨今の情勢は、この「白川村らしさ」を脅かしつつあります。

## 課題の構造(悪循環から好循環へ)

オーバーツーリズムの構造とはどのようなものか。ここでは住民、事業者、観光客という3つの主体に分けて考えてみましょう。

3つの主体はお互いに作用を及ぼし合っています。先ほどまで見てきた村のデータは、現在の状況が、下記のような悪循環を形作ってしまう条件が揃ってしまっていることを示しています。



このような悪循環を断ち切ることができなければ、

**「村らしさ」の喪失 ⇒ 観光地としての魅力低下 ⇒ 経済の縮小 ⇒ 地域の衰退**

という「悪い連鎖」に巻き込まれ、持続不能に陥る未来が待っています。この悪循環を断ち切り、持続可能な観光地域づくりを実現するために、何が必要でしょうか？次回はこうしたことについて考えていきましょう。

観光振興課 ☎6-1311